

2025.07.12 改訂

様

しみんふくし滋賀
近江八幡居宅介護支援事業所
(特定事業所加算Ⅱ 取得事業所)

重要事項説明書

年 月 日

社会福祉法人しみんふくし滋賀

しみんふくし滋賀 近江八幡居宅介護支援事業所 重要事項説明書

2025/07

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

営業日および営業時間

平日 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

*ただし、土曜・日曜・祝祭日・

年末年始(12月29日～1月3日)の窓口業務は休み。

*上記の営業日、営業時間外は電話等により連絡が可能な体制とします。

電話 0748-31-3612 ・ FAX 0748-32-4896

(ご不明な点は、なんでもおたずねください。)

2. しみんふくし滋賀近江八幡居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	しみんふくし滋賀近江八幡居宅介護支援事業所 (特定事業所加算Ⅱ取得事業所)
所在地	近江八幡市出町414-5 フラワー1番館107号室
介護保険指定番号	2570400859
サービスを提供する地域	野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、竜王町、日野町以上4市2町とする。 ※但し、沖島を除く。

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

管理者(主任介護支援専門員) 1名(介護支援専門員兼務)

(管理者の職務)

管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者に必要な指揮命令を行う。

介護支援専門員 1名以上

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

担当 介護支援専門員

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日管轄の市町村の窓口に提出しますと、審査後、差額の払戻を受けられます。

居宅介護支援費／要介護度	単価
要介護1・2	11,088円
要介護3・4・5	14,406円
初回加算 (新規サービス計画作成や要介護度区分が2段階以上変更になった場合)	3,063円
特定事業所加算(Ⅱ) ※ 特定事業所加算Ⅱとは、下記の基準を満たす事業所のことです。 ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 (※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。) ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 (※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。) ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること。 ⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。 ⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑨ 利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。 ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。	4,298円

<p>⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	
<p>入院時情報連携加算Ⅰ (入院した日のうちに情報提供した場合) ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</p>	2,552円
<p>入院時情報連携加算Ⅱ (入院した日の翌日又は翌々日に情報提供した場合) ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日出ない場合は、その翌日を含む。</p>	2,042円
<p>退院・退所加算(Ⅰ)イ (病院等の職員から情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、サービス計画を作成した場合)</p>	4,594円
<p>退院・退所加算(Ⅰ)ロ (病院等の職員から情報の提供をカンファレンスにより1回受け、サービス計画を作成した場合)</p>	6,126円
<p>退院・退所加算(Ⅱ)イ (病院等の職員から情報の提供をカンファレンス以外の方法で2回以上受け、サービス計画を作成した場合)</p>	6,126円
<p>退院・退所加算(Ⅱ)ロ (病院等の職員から情報の提供を2回(うち1回以上はカンファレンスによるもの)受け、サービス計画を作成した場合)</p>	7,657円
<p>退院・退所加算(Ⅲ) (病院等の職員から情報の提供を3回以上(うち1回以上はカンファレンスによるもの)受け、サービス計画を作成した場合)</p>	9,189円
<p>緊急時等居宅カンファレンス加算 (病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問し、カンファレンスを行い、サービス等の利用調整をした場合)</p>	2,042円
<p>通院時情報連携加算 (利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、サービス計画に記録した場合)</p>	510円
<p>ターミナルケアマネジメント加算 (在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者宅を訪問、心身の状況等を記録し、主治医及びサービス計画に位置付けたサービス提供事業者に提供した場合)</p>	4,084円

(2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費
(車での場合は通常の事業実施地域を越える地点から目的地までの往復1K
mあたり30円、公共交通機関の場合は事業実施地域を越える地点から目的
地までの往復の実費)をいただきます。

(3)解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4)その他の料金

ご利用者が希望される場合、要介護認定などの申請および認定の更新や区分
変更の申請を代行いたします。ただし、料金はいただけません。

4.運営の方針

(1)ご利用者が、可能な限り住み慣れたご自宅において、自立した日常生活を営む
ことができるよう配慮して行います。

(2)ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多
様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立に行います。

(3)事業の運営に当たっては、市町、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、
他の居宅介護支援事業者、医療機関、介護保険施設等との連携に努めます。

(4)上記の他「近江八幡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
準等を定める条例」を遵守します。

5.提供するサービスの内容

(1)居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整、当事業所のアセ
スメントツールを使用し、ご自宅を訪問し、ご利用者やご家族と話し合い、必要
な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成しま
す。

※ご利用者はサービス提供事業者について、複数の事業所の紹介を求めるこ
とが可能です。

※ご利用者は当該サービス提供事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由
を求めることが可能です。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用
具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。

(2)サービスの実施状況および課題の把握

1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員がご利用者のご自宅を訪問し、サー
ビス内容が適切かなどについてうかがいます。

(3)給付管理

介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整します。また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して給付管理を行います。

(4)要介護認定等の協力、援助

ご利用者が要介護認定の変更や更新認定を受けるについて申請を代行およびその他必要な援助を行います。

(5)ご利用者からの相談の対応

介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

(6)当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

6. 個人情報の保護

サービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめご利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

7. 料金の支払い時期と支払方法

- (1)支払い時期 利用料 法定代理受領できない場合のみご利用者に請求させていただきます。
交通費 前記2.の(1)のサービス提供地域以外のご利用者のみ請求させていただきます。
- (2)支払方法 請求書が届いてから2週間以内に銀行振込みでお支払下さい。
(振込先は別途連絡します)

8. 解約

- (1)ご利用者は当事業所に対し、契約書に添付した「解約の通知」を、解約する日までに事業所に届け出でていただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- (2)当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して契約終了日1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報を伝えするなど、ご利用者が続けて滞りなく介護保険のサービスを受けることができる手配します。

(3)利用者またはその家族等の行動が事業者や介護支援専門員の生命や身体、健康及び財産に重要な影響を及ぼした場合、また、その恐れがあり、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

9. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

(1)ご利用者が介護保険施設に入所された場合

介護保険施設へ入所されるに当たっては、必要な支援を行います。

(2)ご利用者が要介護状態でなくなった場合

地域の保健福祉サービスの情報提供など、必要な支援を行います。

(3)ご利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合

10. 損害賠償

ご利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、ご利用者に賠償をいたします。

●加入損害賠償責任保険 ビジサポ(統合賠償責任保険)

11. 利用にあたっての留意事項

従業者には利用者およびその家族から金銭及び物品等の贈与の受け取りを禁止しています。予めご了承ください。

12. 人権擁護と虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。

責任者	藤野 純子
-----	-------

13. 身体拘束の適正化

(1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

(2)事業者は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 感染対策に関する事項

事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従事者へ周知
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

15. 業務継続計画の策定に関する事項

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

16. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、関係機関等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講ずる。

17. サービス内容に関する苦情

(1)当事業所相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情およびサービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情をお聞きします。

担当者	藤野 純子
-----	-------

電話 0748-31-3612 ・ FAX 0748-32-4896

(2)その他

しみんふくし滋賀以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 近江八幡市介護保険課 0748-33-3511
- ・ 彦根市介護福祉課 0749-23-9660
- ・ 東近江市長寿福祉課 0748-24-5645
- ・ 野洲市介護保険課 077-587-6074
- ・ 日野町長寿福祉課 0748-52-6501
- ・ 竜王町福祉課 0748-58-3705

・ 滋賀県国民健康保険団体連合会

電話 077-510-6605 FAX 077-522-2628

15. 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 しみんふくし滋賀
代表者役職・氏名 理事長 成瀬 和子
所在地 滋賀県近江八幡市永原町上12
連絡先 TEL0748-31-3058 FAX 0748-36-5078
メールアドレス shimin@mx.biwa.ne.jp
事業内容
① 介護保険関係事業
 居宅介護支援事業、訪問介護事業
 福祉用具貸与(介護予防併設)・福祉用具販売事業
 小規模多機能型居宅介護(介護予防併設)
 認知症対応型共同生活介護
 認知症対応型通所介護(介護予防併設)
 (地域密着型)通所介護(介護予防併設)
② その他の事業
 ホームヘルプサービス事業(保険適用外訪問介護)
 保育事業、その他

* この重要事項説明書をはじめ、契約書等は必ず大切に保管してください。

確 認 書

年 月 日

事業者は、本人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 社会福祉法人 しみんふくし滋賀
所在地 滋賀県近江八幡市永原町上12

事業所

事業所名 しみんふくし滋賀近江八幡居宅介護支援事業所
所在地 滋賀県近江八幡市出町414-5 フラワー1番館107号室
<介護保険>指定番号 2570400859
指定権者 近江八幡市

説明者

私は、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、重要な事項説明書の交付を受けました。

本人

住所 _____

氏名 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____